

関東信越税理士国民健康保険組合同規約

第一章	総 則	3
第二章	組 合 員	4
第三章	保 険 給 付	5
第四章	保 健 事 業	6
第五章	保 険 料	7
第六章	組 合 会	10
第七章	役員及び職員	11
第八章	理 事 会	14
第九章	常 務 理 事 会	14
第十章	業務の執行及び会計	15
第十一章	県支部連合会及び支部並びに委員会	16
第十二章	雑 則	16
第十三章	罰 則	17

関東信越税理士国民健康保険組合同規約

第一章 総 則

(目 的)

第 1 条 この組合は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号、以下、「法」という。）に基づき、この組合の組合員及び組合員の世帯に属する被保険者の国民健康保険を行うことを目的とする。

(名 称)

第 2 条 この組合は、関東信越税理士国民健康保険組合（以下、「組合」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 組合は、主たる事務所を埼玉県さいたま市大宮区桜木町 4 丁目 376 番地 1 に置く。

(地 区)

第 4 条 組合は、次に掲げる区域をその地区とする。

- 一 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県及び長野県内の市町村
- 二 別表に掲げる市区町村

(公告の方法)

第 5 条 組合の公告は、組合の掲示場に掲示し、且つ、必要があるときは、組合報に掲載して行う。

(用語の定義)

第 6 条 この規約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 税理士

関東信越税理士会の会員である税理士で、第三号及び第四号の税理士以外の税理士をいう。

二 税理士法人

第一号又は第三号及び第四号の税理士が税理士法の規定に基づき設立した法人で、主たる事務所並びに従たる事務所ごとの組合員の総数が 50 人以下の税理士法人をいう。

三 事業主である社員税理士

代表権を有する社員税理士をいう。代表権を有する社員税理士が 2 名以上いるときは、組合に届け出た代表社員をいう。

四 勤務税理士

第一号及び第二号の税理士業務を行うための事務所（以下、「事業所」という。）において執務する所属税理士及び社員税理士（前号の社員税理士を除く）並びに雇用された税理士をいう。

五 職員

第一号及び第二号の事業所に雇用された者をいう。

六 被保険者

この組合の組合員及び組合員の世帯に属する者をいう。但し、法第 6 条各号(但し、第十号は他の国民健康保険組合の被保険者と読み替えるものとする。)に該当する者を除く。

第二章 組 合 員

(組合員の範囲)

第 7 条 この組合の組合員は、規約第 6 条で定められた関東信越税理士会の会員であり、税理士法第 2 条に規定する税理士業務に従事する税理士、事業主である社員税理士及び勤務税理士と職員並びにこの組合に雇用された者とする。但し、職員である者が組合員になるには税理士又は事業主である社員税理士は組合員とならなければならない。

2 前項の組合員は規約第 4 条各号の地区内に住所を有するものとする。

(加入の申込み及び資格の取得)

第 8 条 この組合に加入しようとする者は、氏名、住所、事務所名、事務所所在地、性別、生年月日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)(以下「番号法」という。)第 2 条第五項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)、(加入する者が事業主である社員税理士又は第 6 条第四号及び第五号に該当する者であるときは、この外、所属する税理士又は税理士法人の事務所名、自己が勤務する事務所の名称及び所在地。)及び法第 6 条各号に関する事項(健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 3 条第 1 項第 8 号又は同条第 2 項ただし書きの規定による承認に関する事項を含む。以下同じ。)並びにその者の世帯に属する者の氏名、性別、生年月日、個人番号、職業、使用される事業所及び法第 6 条各号に関する事項を記載した書面をもって、その旨を組合に申込まなければならない。

2 前項の申込には、次の各号の書類を添付しなければならない。

- 一 組合に加入しようとする者の世帯全員の記載された住民票の謄本
- 二 組合に加入しようとする者が税理士法人に所属する者であるときは、所属する税理士法人の全部事項記載証明書並びに定款の写し。
- 三 誓約書

3 第 1 項により加入の申込をした者は、理事長が加入の申込を受理した日に組合員となる。

(変更の届出)

第 8 条の 2 第 8 条第 1 項に掲げる事項に変更があったときは、組合員は、変更後の事項を記載した書面をもって、その旨を組合に届け出なければならない。

(後期高齢者医療制度の適用を受けた組合員の届出)

第 8 条の 3 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 50 条に規定する被保険者(以下、「後期高齢者」という。)となった組合員は、その旨を組合に届け出なければならない。

2 前項に規定する組合員が、資格を喪失した場合には、その旨を組合に届け出なければならない。

(脱 退)

第 9 条 組合員は、組合を脱退するには、1 箇月以上の予告期間を設け、書面により通知しなければならない。

(資格の喪失)

第 10 条 組合員は、次に掲げる場合は事由発生後 14 日以内に別に定める所定の様式をもって組合に

被保険者証を添えて届け出なければならない。

- 一 組合員の資格を喪失した者があるとき。
- 二 被保険者中にその資格を喪失した者があるとき。

(除 名)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する組合員は、理事会の議決によって、除名することができる。

- 一 正当な理由がないのに第 20 条の保険料の納付期日後 6 箇月を経過しても保険料を納付しないとき。
- 二 法又はこの規定に定める届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第三章 保 険 給 付

(一部負担金)

第 12 条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

- 一 組合員である被保険者の場合（第四号及び第五号に掲げる場合並びに組合員の居住する市町村が定める老人医療費の支給に関する条例による対象者である場合を除く。）

10 分の 3

- 二 前号以外の被保険者の場合（次号から第五号に掲げる場合を除く）

10 分の 3

- 三 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である場合

10 分の 2

- 四 70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。）

10 分の 2

- 五 70 歳に達する日の属する月の翌月以降である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70 歳に達する日の属する月の翌月以降である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 27 条の 2 第 1 項に規定する者に限る。）について同条第 2 項に規定するところにより算定した所得の額が同条第 3 項に規定する額以上であるとき

10 分の 3

2 削除

第 12 条の 2 削除

(出産育児一時金)

第 13 条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、次の各号の区分に従い出産育児一時金を支給する。

- 一 税理士である組合員 490,000 円
- 二 第 6 条第三号及び第四号の組合員 490,000 円
- 三 職員である組合員並びに組合に使用される者である組合員 420,000 円
- 四 前各号以外の被保険者 420,000 円

- 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号、他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）等の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。

（葬祭費）

第 14 条 組合は、被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、次の各号の区分に従い葬祭費を支給する。

- | | |
|------------------------------|-----------|
| 一 税理士である組合員 | 150,000 円 |
| 二 第 6 条第三号及び第四号の組合員 | 150,000 円 |
| 三 職員である組合員並びに組合に使用される者である組合員 | 120,000 円 |
| 四 前各号以外の被保険者 | 100,000 円 |

（傷病手当金）

第 14 条の 2 組合は、組合に加入して一年以上の被保険者である組合員が療養のため保険医療機関に入院又は、介護保険法に規定する介護療養型医療施設に入所した場合、その入院又は入所期間に対して、次の各号の区分に従い傷病手当金を支給する。

- | | |
|------------------------------|------------|
| 一 税理士である組合員 | 日額 8,000 円 |
| 二 第 6 条第三号及び第四号の組合員 | 日額 8,000 円 |
| 三 職員である組合員並びに組合に使用される者である組合員 | 日額 6,000 円 |

- 2 保険医療機関に入院又は介護療養型医療施設に入所した場合、入院又は入所した日数が 1 会計年度通算して 5 日までは支給されないこととし、支給期間は入院又は入所した日数が通算して 6 日以上となった場合、6 日目から起算して 1 会計年度 55 日をもって限度とする。

第四章 保 健 事 業

（保健事業）

第 15 条 組合は、被保険者の健康の保持増進又は保険給付のため、次に掲げる事業を行う。

- 一 40 歳以上の被保険者に対する特定健康診査
- 二 40 歳以上の被保険者に対する特定保健指導
- 三 健康教育
- 四 健康相談
- 五 健康診査（第一号に掲げるものを除く。）
- 六 生活習慣病その他の疾病の予防
- 七 健康づくり運動
- 八 栄養改善
- 九 母子保健

十 保養所

十一 その他被保険者等の健康保持増進又は保険給付のために必要な事業

2 組合は、被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業を行う。

3 組合は、被保険者の療養のための費用に係る資金の貸付けのための必要な事業を行う。

第16条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別に定める。

第17条 被保険者でない者に第15条の保健事業を利用させる場合における利用料については、別に定める。

第五章 保 険 料

(保険料の賦課額)

第18条 組合員は保険料として、次の第一号から第三号までのいずれかの額と第四号に掲げる額との合算額を、組合に納付しなければならない。

一 第6条第1項第一号及び第三号並びに第四号の税理士である組合員（後期高齢者の組合員を除く。）については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。但し、当該組合員が介護保険法第9条第2項に規定する被保険者（以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。）である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。

イ 国民健康保険事業に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金（以下単に「後期高齢者支援金」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに後期高齢者の組合員に係る保健事業（以下「後期高齢者の保健事業」という。）に要する費用を除く。）に充てるために算定した基礎賦課額（以下「基礎賦課額」という。）

月額 26,000 円

ロ 後期高齢者支援金の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金賦課額（以下「後期高齢者支援金賦課額」という。）

月額 3,200 円

ハ 介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額（以下「介護納付金賦課額」という。）

月額 4,200 円

二 職員である組合員（後期高齢者の組合員を除く。）については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。但し、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。

イ 基礎賦課額

月額 15,000 円

ロ 後期高齢者支援金賦課額

月額 3,200 円

ハ 介護納付金賦課額

月額 4,200 円

三 後期高齢者の組合員については、後期高齢者の保健事業に要する費用に充てるために算定した後期高齢者賦課額として月額 3,000 円とする。

四 組合員の世帯に属する被保険者については、1人につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。但し、当該被保険者が6歳に達する日の属する月の前月まではロを賦課しないものとし、介護納付金賦課被保険者である場合には、1人につき、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。

イ 基礎賦課額	月額 8,000 円
ロ 後期高齢者支援金賦課額	月額 3,200 円
ハ 介護納付金賦課額	月額 4,200 円

2 削除

3 第6条第1項第一号の税理士である組合員並びに税理士法人は、自己及び自己に所属する第6条第1項第三号及び第四号並びに第1項第二号及び第三号の組合員にかかる保険料額をとりまとめ、組合に納付するものとする。この場合、第6条第1項第三号及び第四号並びに第五号の組合員は、自己にかかる保険料額の2分の1を第6条第1項第一号の税理士である組合員又は税理士法人に支払わなければならない。

4 この組合に使用される組合員は、第1項第二号に定める保険料と、自己の世帯に属する被保険者につき一人第1項第四号の割合で計算される保険料との合算額の2分の1の保険料額を組合に納付しなければならない。

5 第1項第一号及び第二号の保険料を賦課するに当たり、組合員の世帯に属する被保険者の数は4人までとする。

6 組合員に賦課する保険料は、法施行令第29条の7第2項第十号及び同条第3項第九号並びに同条第4項第九号に定める限度額の合算額を超えないものとする。

(賦課期日)

第19条 保険料の賦課期日は、毎月1日とする。但し、月の中途で加入した組合員への賦課期日は、組合に加入した日とする。

(納 期)

第20条 保険料は、前条に定める賦課期日の翌月1日までに納付しなければならない。但し、1日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に定める休日にあたるときは、その翌日とする。

(保険料の変更)

第20条の2 保険料の賦課期日後に、納付義務が発生した組合員又は組合員の世帯に属する被保険者が増加した組合員、その他、組合員又は組合員の世帯に属する被保険者が新たに介護納付金賦課被保険者に該当する事となった組合員に対しては、保険料の変更事由が発生した日の属する月から、新たに第18条により計算された保険料額を賦課する。

2

一、保険料の賦課期日後に、納付義務が消滅した組合員には、納付義務が消滅した日の属する月から第18条による保険料は賦課しない。

二、保険料の賦課期日後に世帯に属する被保険者が減少した組合員には、被保険者が減少した日の属する月から第18条により新たに計算される保険料を賦課する。

三、保険料の賦課期日後に組合員又はその世帯に属する被保険者が、介護納付金賦課被保険者に該当しないこととなった組合員には、該当しないこととなった日の属する月から第18条第1項各号のハに定める介護納付金賦課額は賦課しない。

(納額通知)

第21条 保険料の納付額が決定したとき理事長は、遅滞なくこれを組合員及び保険料の納付義務者（税理士である組合員及び税理士法人並びに第18条第4項の組合員をいう。また単に「納付義務者」ともいう。以下この規約において同じ。）に通知しなければならない。

(督促手数料)

第22条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき300円とする。

(延滞金)

第23条 保険料の納付義務者が納付期限までに保険料を納付しないとき、組合は納付されない保険料に、当該保険料100円（100円未満の端数切り捨て）につき納付期限の翌日から納付の日までの期間1日4銭の割合で計算される延滞金を加算して徴収することができる。但し、次の場合はこれを徴収しない。

- 一 延滞金が500円未満の場合
- 二 督促状の納付指定期日までに納付された場合
- 三 理事長が徴収しない特別の理由があると認めた場合

(納付期限の延長)

第24条 理事長は、保険料の納付義務者（税理士法人を除く。）が次のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を納付することができないと認められるときは、納付することができないと申請された金額を限度として、その保険料の納付期限の翌日から6箇月以内の期限を限り、納付期限の延長を認めることができる。この場合、延長を認められた期間内に保険料が納付されたときは、前条の延滞金は徴収しない。

- 一 納付義務者が、所有する資産について震災・風水害・火災その他これに準ずる損害を受け、又は盗難の被害を受けたことにより、保険料の納付が困難と認められるとき。
 - 二 納付義務者がその事業について重大な損害を受けたことにより、事業を休止、又は廃業するに至ったとき。
 - 三 前各号に準ずる理由により、保険料の納付が困難と認められるとき。
- 2 前項の申請をしようとする納付義務者は、次の事項を記載した申請書に納付期限の延長を必要とする理由を証する書類を添付して理事長に提出しなければならない。
- 一 納付義務者の住所、氏名、及び事業所名称並びに所在地
 - 二 納付できない保険料の額、及びその納期限
 - 三 納付期限の延長を必要とする理由

(保険料の減免)

第25条 理事長は、納付義務者（税理士法人を除く。）が前条第1項各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を納付することができないと認められるときは、納付することができないと申請された金額を限度として、その保険料を減免することができる。

2 前項の申請をしようとする納付義務者は、次の事項を記載した申請書に、減免を受けようとする理由を証する書類を添付して理事長に提出しなければならない。

- 一 納付義務者名及び事業所名、並びに所在地
- 二 減免を受けようとする保険料の額及びその納期限
- 三 減免を受けようとする理由

第六章 組 合 会

(組合会議員の定数)

第26条 組合会議員の定数は、36名とする。

(組合会議員の選挙並びに選挙区)

第27条 組合会議員は、各選挙区において選挙する。

2 選挙区及び各選挙区から選挙すべき議員数は次の通りとする。

選挙区	議員数
茨城県地区	6名
栃木県地区	6名
群馬県地区	6名
埼玉県地区	6名
新潟県地区	6名
長野県地区	6名

3 選挙について必要な事項は、組合会の議決によりこれを定める。

(任 期)

第28条 組合会議員の任期は、選挙の日から2年目の選挙の日の前日までとする。但し、補欠又は議員の定数の異動により新たに選任された組合会議員の任期は、現任者の残任期間とする。

(組合会の議決事項)

第29条 組合会は、法第27条に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- 一 特別積立金の繰替使用
- 二 法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の策定及び変更
- 三 その他国民健康保険事業の運営上重要なものと認められる事項

(組合会の種類)

第30条 組合会は、通常組合会及び臨時組合会とする。

(組合会の招集日)

第31条 通常組合会は、毎年2月及び7月中において理事会の議決により理事長は招集しなければならない。

2 臨時組合会は、必要に応じ理事会の議決により理事長はいつでも招集することができる。

(組合会の招集手続き)

第32条 組合会の招集は、会日の一週間前までに会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を組合会議員に送付して行うものとする。

(組合会の議事及び緊急議決)

第33条 組合会の議事は、国民健康保険法施行令（昭和33年法令第362号）第13条に定めるところによる。

2 組合会に出席することのできない議員は、あらかじめ通知をうけた会議の目的たる事項について、書面により組合会の議事に加わることができる。

3 前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる議員は出席したものとみなす。

4 組合会においては、出席した議員の3分の2以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。但し、法第27条第1項に掲げる事項については、この限りでない。

(組合会議長、副議長)

第34条 組合会議長及び副議長は、組合会議員の選挙後、最初に開かれる組合会において互選する。

2 議長及び副議長の任期は、組合会議員の任期による。

(組合会の議事録)

第35条 組合会の議事については議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した議員2名が署名しなければならない。

第七章 役員及び職員

(役員の定数)

第36条 理事の定数は、45名とする。

2 監事の定数は、3名とする。

3 理事及び監事は、組合員のうちから組合会で選任する。ただし、理事は、特別の事情があるときは、組合員以外の者のうちから組合会で選任することを妨げない。

(理事長)

第37条 理事のうち1名を理事長とし、理事がこれを互選する。

2 理事長は、組合の業務を総理する。

(副理事長)

第 38 条 理事のうち 12 名以内を副理事長とし、理事がこれを互選する。

2 副理事長のうち 2 名以内を執行副理事長とし、理事長がこれを指名する。

3 執行副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 第 2 項以外の副理事長は、執行副理事長を補佐し、執行副理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

(専務理事及び常務理事並びに執行役員)

第 39 条 理事のうち 2 名以内を専務理事、8 名以内を常務理事とし、理事がこれを互選する。

2 専務理事は、理事長の命を受けて常時組合を掌理し、理事長及び副理事長とともに事故があるときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、組合事務を分掌し、専務理事を補佐し、専務理事に事故があるときは、その職務を代行する。

4 理事長、執行副理事長、専務理事を執行役員とし、組合の重要事項を協議する執行役員会の構成員とする。

(法令遵守（コンプライアンス）担当理事)

第 39 条の 2 理事のうち 1 名を法令遵守（コンプライアンス）担当理事とし、理事がこれを互選する。

2 法令遵守（コンプライアンス）担当理事は、理事長を補佐し、法令遵守（コンプライアンス）に関する組合の業務を行う。

(役員の任期)

第 40 条 理事及び監事の任期は第 36 条第 3 項による 選任の日から 2 回目の第 57 条第 2 項の承認を求める通常組合会の終結に至るまでとする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、辞任後又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なお従前の職務を行う。

(役員の補充)

第 41 条 理事長は、この組合が理事又は監事の定数の 3 分の 1 を超えるものが欠けたときは、3 箇月以内にその補充をするための組合会を招集しなければならない。

(理事の職務)

第 42 条 理事は、法令、規約及び組合会の議決を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。

3 理事は、組合会の承認を受けた場合に限り、承認を受けた事項につきその代理を他人に委任することができる。

(役員の守秘義務)

第 42 条の 2 役員は職務上知り得た被保険者等の個人情報等を漏らしてはならない。退任した後も同様とする。

2 前項の個人情報とは、次のとおりとする。

- (1) 診療報酬明細書等及びこれを基に作成される文書
- (2) 保健事業として行う各種健診等の記録
- (3) 資格記録
- (4) 給付記録
- (5) 被保険者記録

(監事の職務)

第43条 監事は、いつでも会計に関する帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事に対し会計に関する報告を求めることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、この組合の業務及び財産の状況を監査することができる。

(監事の兼職禁止)

第44条 監事は、この組合の理事又は職員を兼ねてはならない。

(報酬及び費用弁償)

第45条 役員には報酬を支給し、費用を弁償することができる。

- 2 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、別にこれを定める。

(役員の解任)

第46条 組合員は理事長に対し、組合員の50人以上の連署による解任の理由を記載した書面をもって役員の解任を請求することができる。

- 2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。但し、法令又はこの規約等に違反したことを理由として、解任を請求するときは、この限りでない。

- 3 第1項による解任の請求があったとき理事長は、1箇月以内の会日を指定し組合会の議に付さなければならない。

- 4 理事長は、解任の請求が第2項但書によるものであるときは、請求に係る役員に、組合会において弁明する機会を与えなければならない。

- 5 本条による解任は、組合会議員の過半数が出席した組合会において、出席した議員の過半数の同意により決定し、請求に係る役員はその決定と同時にその職を失う。

(顧問、相談役、参与)

第47条 組合に顧問、相談役、参与を置くことができる。顧問、相談役、参与は理事会の推薦に基づき組合員のうちから理事長がこれを委嘱する。顧問、相談役、参与は役員会に出席し、組合の事業運営について意見を述べることができる。

(職員)

第48条 この組合に、次に掲げる職員を置く。

- 一 事務長 1人
- 二 前号以外の職員 若干名

- 2 事務長は、理事会の同意を得て、理事長が任免する。
- 3 事務長は、職員を統轄し、理事会の決定に従い、この組合の事務を誠実に行わなければならない。
- 4 職員は、理事長が任免する。
- 5 職員は、事務長の事務を補佐する。
- 6 職員の給与は、理事長が定める。

第八章 理 事 会

(理事会の招集)

第 49 条 理事会は、理事長が招集しその議長となる。

- 2 理事会の招集は、会日の 1 週間前までに、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を各理事に送付して行うものとする。但し急施を要する場合は、この限りでない。

(理事会の決定事項)

第 50 条 理事会においては、次に掲げる事項について決定する。

- 一 組合会の招集及び組合会に提出する議案
- 二 組合業務運営の具体的方針の決定
- 三 業務執行に関する事項で理事会において必要と認めた事項
- 四 その他この規約に定める事項

(理事会の議事)

第 51 条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知をうけた会議の目的たる事項について、書面により理事会の議事に加わることができる。
- 3 前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる理事は、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第 52 条 理事会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事 2 名が署名しなければならない。

第九章 常 務 理 事 会

(常務理事会の構成)

第 52 条の 2 常務理事会は、理事長、執行副理事長及び専務理事並びに常務理事をもって構成する。

(常務理事会の招集)

第 52 条の 3 第 49 条（理事会の招集）の規定は、常務理事会に準用する。但し、「理事会」とあるのを「常務理事会」と、「理事」とあるのを「構成員」と読み替えるものとする。

(常務理事会の審議事項)

第 52 条の 4 常務理事会においては、次に掲げる事項について審議する。

- 一 理事会に提出すべき議案
- 二 諸規程において常務理事会に付議するものと定めた事項
- 三 理事会からその決定を常務理事会に委任された事項
- 四 業務執行に関する事項で、常務理事会に付議することを必要と認めた事項

(常務理事会の議事)

第 52 条の 5 第 51 条（理事会の議事）の規定は、常務理事会に準用する。但し、「理事会」とあるのを「常務理事会」と、「理事」とあるのを「構成員」と読み替えるものとする。

(常務理事会の議事録)

第 52 条の 6 第 52 条（理事会の議事録）の規定は、常務理事会に準用する。但し、「理事会」とあるのを「常務理事会」と、「理事」とあるのを「構成員」と読み替えるものとする。

第十章 業務の執行及び会計

(規約その他書類の備付及び閲覧)

第 53 条 理事は、規約並びに組合会及び理事会の議事録を、当組合事務所に備えて置かなければならない。

- 2 組合員は、理事に対し随時、前項の書類の閲覧を求めることができる。理事は、正当な理由がなくこれを拒んではならない。

(経費の支弁)

第 54 条 組合の経費は、次の各号に掲げるものをもって支弁するものとする。

- 一 保険料並びに使用料及び手数料
- 二 補助金
- 三 寄附金その他の収入

(特別会計、準備金)

第 55 条 この組合は、規約第 15 条の事業を行うため必要があるときは、組合会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

- 2 この組合は、組合会の議決を経て、給付費等支払準備金以外の準備金を積立てることができる。
- 3 特別会計及び準備金に関し必要な事項は、別に定める。

(財産の管理)

第56条 この組合の財産の管理は、次の各号に掲げるところによる。

- 一 有価証券は、確実なる金融機関に保護預けとし、又は理事会の議決を経て定めた方法によること。
- 二 積立金は、金融機関に預け入れ、又は理事の議決を経て定めた方法によること。
- 三 現金は、金融機関に預け入れること。
- 四 前各号以外の財産の管理は、組合会の議決を経て定めた方法によること。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)

第57条 理事は、7月開催の通常組合会の会日の1週間前までに、事業報告書、財産目録及び収支決算書を監事に提出し、且つ、これらの書類を主たる事務所に備えておかなければならない。

2 理事は、監事の意見を添えて前項の書類を7月開催の通常組合会に提出し、且つ、承認を求めなければならない。

3 組合員は、いつでも理事長に対し、第1項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧)

第58条 組合員は、総組合員の3分の1以上の同意を得て、いつでも理事に対し、会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第十一章 県支部連合会及び支部並びに委員会

(県支部連合会及び支部)

第59条 組合に、県支部連合会及び支部を置くことができる。

2 県支部連合会及び支部に関して必要な事項は、理事会において別にこれを定める。

(委員会)

第60条 組合事業の運営に関する重要事項を審議するため、委員会を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、委員会に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

第十二章 雑 則

(規則及び規程等)

第61条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関して必要な事項は、組合会、理事会又は常務理事会の議決により、規則、規程、要綱又は細則をもってこれを定める。

2 他に別段の定めのある場合のほか、規則は組合会の議決により、規程は理事会の議決により、要綱又は細則は常務理事会の議決によって制定又は改廃する。

第十三章 罰 則

第62条 組合は組合員が法第22条の規定において準用する法第9条第1項若しくは、第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は、法第22条の規定において準用する法第9条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し100,000円以下の過怠金を課する。

第63条 組合は組合員又は組合員であった者が正当な理由なしに、法第113条の規定により文書その他の物件の提出、若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過怠金を課する。

第64条 組合は偽りその他の不正の行為により保険料、一部負担金及びこの規約に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を課する。

第65条 前3条の過怠金の額は、情状により理事長が定める。

第66条 第62条から第64条までの過怠金を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発行の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則（昭和43年12月23日）

（施行期日）

1 この規約は昭和44年4月1日から施行する。

（規約の廃止）

2 関東信越税理士国民健康保険組合規約（昭和43年6月1日施行）は廃止する。

（役員等に関する経過規定）

3 この規約施行の際に、理事、監事及び組合会議員である者は、それぞれこの規約の規定により選任されたものとみなす。但し、その任期は従前の例によるものとし、旧規定により選任された日から起算する。

（被保険者に関する経過規定）

4 この規約施行の際現に被保険者である者は、この規約の規定により加入したものとみなす。

（保険給付に関する経過規程）

5 昭和44年4月1日前に行われた療養給付に係る一部負担金については、なお従前の例による。

（保険料に関する経過規程）

6 昭和44年4月1日前に係る保険料については、なお従前の例による。

附 則（昭和44年11月17日）

1 この規約の一部変更は、昭和44年2月1日から施行する。

2 施行の日前に行われた療養給付に係る一部負担金については、なお従前の例による。

附 則（昭和46年2月20日）

この規約の一部変更は、昭和46年4月1日より施行する。

附 則（昭和 47 年 3 月 1 日）

この規約の一部変更は、認可の日（昭和 47 年 3 月 14 日）から施行する。但し、第 3 条の一部変更は昭和 47 年 7 月中において事務所移転完了の日（昭和 47 年 7 月 20 日）から適用する。

附 則（昭和 48 年 2 月 12 日）

この規約の一部変更は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 48 年 8 月 1 日）

この規約の一部変更は、昭和 48 年 8 月 1 日から施行し昭和 48 年 7 月 1 日より適用する。

附 則（昭和 48 年 9 月 20 日）

この規約の一部変更は、認可の日（昭和 48 年 10 月 4 日）から施行する。

附 則（昭和 49 年 7 月 12 日）

この規約第 13 条及び第 14 条の一部変更については、昭和 49 年 10 月 1 日より同第 14 条の 2 については昭和 50 年 1 月 1 日よりそれぞれ施行する。

附 則（昭和 50 年 2 月 14 日）

この規約の一部変更は、昭和 50 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（昭和 51 年 3 月 23 日）

この規約の一部変更は、昭和 51 年 4 月 1 日より施行する。但し、規約第 13 条及び第 14 条の一部変更については、昭和 51 年 4 月 1 日より、同第 14 条の 2 については昭和 50 年 10 月 1 日より、同第 18 条の一部変更については、昭和 51 年 4 月 1 日よりそれぞれ適用する。

附 則（昭和 52 年 3 月 16 日）

この規約の一部変更は、昭和 52 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（昭和 53 年 7 月 8 日）

- 1 この規約の一部変更は、昭和 53 年 7 月 8 日から施行する。
- 2 この規約による改正後の関東信越税理士国民健康保険組合理約（以下「新規約」という。）第 13 条第 2 項の規定は、この規約の施行の日から 6 ヶ月を経過した日以降の出産から適用し、第 20 条の 2 の 2 項は、この規約の施行の日以降の保険料の納付義務の発生、若しくは消滅、又は被保険者の増加、若しくは消滅に係る保険料の額から適用する。

附 則（昭和 54 年 3 月 17 日）

この規約の一部変更は、昭和 54 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（昭和 55 年 3 月 19 日）

この規約の一部改正は、昭和 55 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（昭和 56 年 3 月 20 日）

この規約の一部改正は、昭和 56 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（昭和 57 年 1 月 20 日）

この規約の一部改正は、昭和 57 年 2 月 1 日より施行する。

附 則（昭和 57 年 3 月 20 日）

この規約の一部改正は、昭和 57 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（昭和 57 年 7 月 17 日）

この規約の一部改正は、昭和 57 年 7 月 17 日より施行する。

附 則（昭和 58 年 1 月 13 日）

- 1 この規約の一部改正は、昭和 58 年 2 月 1 日より施行する。
- 2 この規約による改正後の関東信越税理士国民健康保険組合同規約第 62 条及び第 63 条の規定は、昭和 58 年 2 月 1 日以後の行為から適用し、同日前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和 58 年 3 月 19 日）

この規約の一部改正は、昭和 58 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（昭和 58 年 7 月 26 日）

この規約の一部改正は、昭和 58 年 7 月 26 日より施行する。

附 則（昭和 59 年 3 月 24 日）

この規約の一部変更改正は、昭和 59 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（昭和 60 年 3 月 25 日）

この規約の一部改正は、昭和 60 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（昭和 61 年 3 月 17 日）

この規約の一部改正は、昭和 61 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（昭和 62 年 3 月 18 日）

- 1 この規約の一部改正は、昭和 62 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 規約第 62 条の規定は、施行日以後の行為から適用し、施行日以前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和 62 年 12 月 16 日）

- 1 この規約の一部改正は、昭和 63 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成元年 3 月 14 日）

- 1 この規約の一部改正は、平成元年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成元年 7 月 22 日）

- 1 この規約の一部改正は、平成元年 7 月 30 日より施行する。
但し、第 20 条の一部改正については、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 3 年 2 月 8 日）

- 1 この規約の一部改正は、平成 3 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 第 26 条・第 27 条・第 36 条及び第 47 条の一部改正については、平成 3 年 7 月 30 日から施行する。

附 則（平成 4 年 2 月 14 日）

- 1 この規約の一部改正は、平成 4 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成 5 年 2 月 10 日）

- 1 この規約の一部改正は、平成 5 年 4 月 1 日より施行する。

但し、第 39 条の一部改正については、平成 5 年 7 月 30 日より施行する。

附 則（平成 6 年 10 月 1 日）

- 1 この規約は、平成 6 年 10 月 1 日より施行する。
- 2 出産の日が施行日前である被保険者に係る助産費及び育児手当金については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 7 月 18 日）

- 1 この規約の一部改正は、平成 7 年 7 月 30 日より施行する。

附 則（平成 7 年 9 月 11 日）

- 1 この規約の一部改正は、平成 7 年 10 月 1 日より施行する。

附 則（平成 10 年 1 月 26 日）

- 1 この規約の一部改正は、平成 9 年 9 月 1 日より施行する。
- 1 この規約の一部改正は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成 13 年 2 月 14 日）

- 1 この規約の一部改正は、平成 13 年 4 月 1 日より施行する。
- 但しその適用は平成 12 年 4 月 1 日よりとする。

附 則（平成 13 年 7 月 27 日）

- 1 この規約の一部改正は、平成 13 年 8 月 1 日より施行する。但し、第 3 条の一部改正については、平成 13 年 5 月 1 日より適用する。
- 1 この規約の一部改正は、平成 14 年 4 月 1 日より施行する。
- 1 この規約の一部改正は、平成 14 年 10 月 1 日より施行する。
- 1 この規約の一部改正は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成 16 年 7 月 29 日）

- 1 この規約の一部改正は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成 17 年 2 月 10 日）

- 1 この規約の一部改正は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。
- 1 この規約の一部改正は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 26 日）

- 1 この規約の一部改正は、平成 18 年 10 月 1 日より施行する。
- 1 この規約の一部改正は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成 19 年 2 月 9 日）

- 1 この規約の一部改正は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成 20 年 2 月 8 日）

- 1 この規約の一部改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この改正規約の施行日前に行われた改正前の規約第 12 条に規定する一部負担金については、
なお、従前の例による。
- 3 高齢者の医療の確保に関する法律附則第 2 条に規定する政令で定める日までの間、第 17 条中
「後期高齢者支援金（以下単に「後期高齢者支援金」という。）とあるのは、「後期高齢者支援金
及び病床転換支援金（以下「後期高齢者支援金等」という。）と、「後期高齢者支援金の納付」
とあるのは「後期高齢者支援金等の納付」と、「後期高齢者支援金賦課額」とあるのは「後期高
齢者支援金等賦課額」とする。

附 則（平成 20 年 7 月 25 日）

- 1 第 18 条第 6 項に定める額は、月額 56,000 円とする。
- 2 この規約の一部改正は、平成 20 年 10 月 1 日とする。

附 則（平成 21 年 2 月 9 日）

- 1 この規約の一部改正は、平成 21 年 2 月 9 日より施行する。ただし、その適用は平成 21 年 1 月
1 日とする。

附 則（平成 22 年 2 月 9 日）

- 1 この規約の一部改正は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成 23 年 2 月 15 日）

- 1 この規約の一部改正は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成 24 年 2 月 14 日）

- 1 この規約の一部改正は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成 24 年 7 月 27 日）

- 1 この規約の一部改正は、平成 25 年 2 月 19 日より施行する。ただし、その適用は被保険者となっ
た日からとする。
- 2 この規約の一部改正は、平成 25 年 3 月 1 日より施行する。

附 則（平成 25 年 7 月 12 日）

- 1 この規約の一部改正は、平成 25 年 7 月 26 日より施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 12 日）

- 1 第 18 条第 6 項に定める額は、月額 60,000 円とする。
- 2 この規約の一部改正は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成 27 年 7 月 24 日）

- 1 この規約の一部改正は、平成 27 年 7 月 24 日より施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 10 日）

- 1 第 8 条第 1 項の一部改正は平成 29 年 2 月 10 日より施行する。
ただし、番号法の施行に基づき適用する。

- 2 第18条第6項に定める額は、月額66,000円とする。
- 3 第18条の一部改正は、平成29年4月1日より施行する。

附 則（平成29年7月28日）

- 1 この規約の一部改正は、平成29年7月28日より施行する。ただし、その適用は被保険者がその地区に住民登録をした日とする。

附 則（平成30年2月9日）

- 1 この規約の一部改正は、平成30年4月1日より適用する。

附 則（平成30年7月27日）

- 1 この規約の一部改正は、平成30年7月27日より施行する。ただし、その適用は平成30年4月1日とする。

別表

第4条第二号関係

都道府県	市 区 町 村
福 島 県	いわき市
千 葉 県	千葉市、松戸市、流山市、野田市、我孫子市、印西市、市川市、船橋市、柏市、香取市
東 京 都	千代田区、中央区、港区、台東区、文京区、北区、荒川区、足立区、葛飾区、墨田区、江東区、江戸川区、品川区、大田区、渋谷区、目黒区、世田谷区、新宿区、中野区、杉並区、豊島区、板橋区、練馬区、武蔵野市、三鷹市、調布市、府中市、小金井市、国分寺市、国立市、小平市、西東京市、東村山市、立川市、西多摩郡瑞穂町、日野市、昭島市、青梅市、東久留米市、清瀬市、東大和市、武蔵村山市
神奈川県	川崎市、横浜市